

・解説の法令は平成29年度第2回（平成30年3月4日）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

平成29年度第2回運行管理者試験問題（貨物）

問題	解答	ポイント解説
問1	1, 3	1. 運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の許可）第1項。 2. 取消しの日から2年を経過しなければ、新たに許可を受けることができない。運送事業法第5条（欠格事由）第1項②。 3. 運送事業法第6条（許可の基準）第1項各号。 4. 運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。運送事業法第10条（運送約款）第1項。
問2	3	1. 運送事業法第17条（輸送の安全）第1項。 2. 運送事業法第17条（輸送の安全）第2項。 3. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。運送事業法第22条（運行管理者等の義務）第2項・第3項。 4. 運送事業法第17条（輸送の安全）第5項。
問3	2, 3	1. 「アルコール検知器を備え置くこと」⇒「アルコール検知器を常時有効に保持すること」。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑧。 2. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑩。 3. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑫。 4. 貨物自動車運送事業者の業務。安全規則第21条（運行管理規程）第1項・安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭・⑯。
問4	A-5 : B-1 C-6	安全規則第7条（点呼等）第1項・第2項・第3項。
問5	2, 3	1. 速報する必要はない。 2. 事故報告規則第4条（速報）第1項④。 3. 事故報告規則第4条（速報）第1項②ロ。 4. 重速報する必要はない。事故報告規則第4条（速報）第1項②・③。
問6	2	1. 安全規則第3条（過労運転の防止）第3項。 2. 「3ヵ月以内の期間」⇒「2ヵ月以内の期間」。安全規則第3条（過労運転の防止）第1項・第2項。 3. 安全規則第3条（過労運転の防止）第7項。 4. 安全規則第3条（過労運転の防止）第8項。

問題	解答	ポイント解説
問7	3	1. 安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）第1項。 2. 《第2章②（3）》・《第2章③（1）③》。 3. 「3ヵ月以内」⇒「1ヵ月以内」。《第2章②（2）》・《第2章③（1）②》。 4. 《第2章⑤（1）》。
問8	1, 3	1. 安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第1項各号。 2. 運転者が携行している運行指示書にも変更内容を記載させなければならない。安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第2項。 3. 安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第3項。 4. 「運行を計画した日から」⇒「運行の終了の日から」。安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第4項。
問9	3	1. 車両法第35条（許可基準等）第6項。 2. 車両法第69条（自動車検査証の返納等）第1項①。 3. 自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。車両法第20条（自動車登録番号標の廃棄等）第2項。 4. 車両法第12条（変更登録）第1項⑤。
問10	2, 3	1. 有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合は、自動車検査証の交付、備え付け及び検査標章の表示の規定は適用されない。車両法第94条の5（保安基準適合証等）第11項。 2. 車両法第62条（継続検査）第5項。 3. 車両法第61条の2（自動車検査証の有効期間の伸長）第1項。 4. 「有効期間の起算日」⇒「有効期間の満了する時期」。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第3項。
問11	A-1 : B-2 C-1	車両法第46条（保安基準の原則）第1項。
問12	3	1. 保安基準第1条（用語の定義）第1項⑬。 2. 保安基準第4条の2（軸重等）第1項。 3. 「1.4mm以上」⇒「1.6mm以上」。保安基準第9条（走行装置）第2項・告示の基準。 4. 保安基準第38条の2（大型後部反射器）第1項。
問13	1	1. 「徐行しなければならない」⇒「歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない」。道交法第17条（通行区分）第1項・第2項。 2. 道交法第53条（合図）第1項。 3. 道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項③。 4. 道交法第29条（追越しを禁止する場合）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問14	2, 3	1. 「いかなる場合であっても」⇒「その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き」。道交法第25条（道路外に出る場合の方法）第3項。 2. 道交法第36条（交差点における他の車両等との関係等）第4項。 3. 道交法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）第1項。 4. 「一時停止しなければならない」⇒「徐行しなければならない」。道交法第36条（交差点における他の車両等との関係等）第3項。
問15	A-2 : B-1 C-1 : D-2	道交法第66条の2（過労運転に係る車両の使用に対する指示）第1項。
問16	2, 4	1. 「その側方を離れて走行し」⇒「一時停止し、又は徐行して」。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の2。 3. 「その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっては」⇒「その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き」。道交法第31条の2（乗合自動車の発進の保護）第1項。 4. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項②の3。
問17	3	1. 道交法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限等）第1項③ハ。 2. 道交法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項。 3. 「当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨」⇒「当該荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨」。道交法第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）第2項。 4. 道交法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項⑥。
問18	1	1. 「分割した7労働日」⇒「分割した10労働日」。労基法第39条（年次有給休暇）第1項。 2. 労基法第34条（休憩）第1項。 3. 労基法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第1項。 4. 労基法第38条（時間計算）第1項。
問19	3	1. 衛生規則第44条（定期健康診断）第1項・衛生規則第51条（健康診断結果の記録の作成）第1項。 2. 安衛法第66条の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）第1項。 3. 請求があった場合に限らず、労働者に対し当該健康診断の結果を通知しなければならない。安衛法第66条の6（健康診断の結果の通知）第1項。 4. 安衛法第66条の8（面接指導等）第1項・衛生規則第52条の3（面接指導等）第1項・第3項。
問20	A-1 : B-8 C-5 : D-3	改善基準第4条第1項①。

問題	解答	ポイント解説
問21	1, 3	<p>1. 改善基準第4条第1項。</p> <p>2. 連続運転時間は、1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。改善基準第4条第1項⑤。</p> <p>3. 改善基準第4条第2項。</p> <p>4. 自動車運転者が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合は、1日についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。特例基準2。</p>
問22	1, 3	<p>改善基準第4条第1項②。</p> <p>1. 改善基準に定める1日についての最大拘束時間は16時間である。月曜日～土曜日までの拘束時間はいずれも16時間を超えていないため、最大拘束時間に違反する勤務はない。</p> <p>2. 1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内である。月曜日～土曜日までのうち15時間を超えるのは、火曜日(16時間)、水曜日(16時間)、金曜日(16時間)の計3回となり、改善基準に違反している。</p> <p>3. 勤務終了後の休息期間は継続して8時間以上であること。月曜日～土曜日の休息期間は、すべて8時間以上であるため、改善基準に違反していない。</p> <p>4. 木曜日の拘束時間は12時間である。月曜日～土曜日のうち、最も拘束時間が短いのは月曜日の11時間となる。</p>

問題	解答	ポイント解説
問23	3	<p>改善基準第4条第1項④。</p> <p>この設問は、2日を平均し1日当たりの運転時間及び2週を平均した1週間当たりの運転時間が改善基準に適合しており、かつ、4週間の運転時間の合計が最少となるものを選ぶことに注意する。</p> <p>1. (A) を8時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(B) を9時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(C) を8時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(D) を9時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>第1週～第2週を平均した1週間当たりの運転時間が44.5時間と44時間を超えているため、改善基準違反となる。</p> <p>2. (A) を8時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(B) を8時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(C) を7時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>23日を9時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>2週を平均し1週間当たりの運転時間は、改善基準に適合している。</p> <p>第1週～第4週の4週を平均した1週間当たりの運転時間が43.0時間であり、4週間の運転時間の合計は$43.0時間 \times 4 = 172時間$となる。</p> <p>3. (A) を9時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(B) を6時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>(C) を10時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>23日を5時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。</p> <p>2週を平均し1週間当たりの運転時間は、改善基準に適合している。</p> <p>第1週～第4週の4週を平均した1週間当たりの運転時間が42.5時間であり、4週間の運転時間の合計は$42.5時間 \times 4 = 170時間$となる。</p>

問題	解答	ポイント解説
		<p>4. (A) を10時間とした場合、2日を平均し1日当たりの運転時間はいずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。</p> <p>したがって、2日を平均して1日当たりの運転時間及び2週間を平均した1週間当たりの運転時間が改善基準に適合しているのは選択肢2～3であり、その中で4週間の運転時間の合計が最も最少となるのは170時間の選択肢3が正解となる。</p>
問24	<p>適：4 不適：1, 2, 3</p>	<p>1. 不適：アルコール検知器を使用する理由は、微量であってもアルコールが残っていないかどうかを確認するためである。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第9号。</p> <p>2. 不適：健康状態に問題がありそうな場合は、安全な運行ができないと判断し、乗務させてはならない。安全規則第7条（点呼等）第1項。⇒安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項④の2。</p> <p>3. 不適：車庫と営業所が離れている場合や、出庫・帰庫が早朝、深夜であり、運行管理者が不在の場合などは「運行上やむを得ない場合」には含まれない。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第1号。</p> <p>4. 適：安全規則第7条（点呼等）第1項。・安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項④の2。</p>
問25	<p>適：3, 4 不適：1, 2</p>	<p>1. 不適：「速度と制動距離」⇒「速度と停止距離」、「安全に停止できるように、制動距離と同程度の車間距離」⇒「安全に停止できるように速度又は車間距離」。</p> <p>2. 不適：すべての運転者に対し、酒類の飲み方等について指導・監督を行わなければならない。「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第1章 ② (10)。・「アルコールの1単位」。</p> <p>3. 適</p> <p>4. 適</p>
問26	<p>適：1, 2, 4 不適：3</p>	<p>1. 適</p> <p>2. 適</p> <p>3. 不適：医師より「より軽度な勤務における経過観察が必要」との所見が出された場合は、繁忙期であることを理由に従来と同様の乗務を続けさせてはならない。繁忙期であるなしに関わらず、運転者の配置転換等を行う。</p> <p>4. 適</p>

問題	解答	ポイント解説
問27	A : 4 B : 1 C : 6 D : 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ふらつき注意喚起装置は、運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにする。 ・車線逸脱警報装置は、走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報が作動する。 ・車両安定性制御装置は、急なハンドル操作や積雪がある路面の走行などを原因とした横転の危険を、警報音などにより運転者に知らせるとともに、エンジン出力やブレーキ力を制御し、横転の危険を軽減させるものである。
問28	適 : 2, 3 不適 : 1, 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不適 : 状況がわからないという理由で運転者に判断を任せてはならない。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑮。 2. 適 : 道交法第72条（交通事故の場合の措置）第1項。 3. 適 4. 不適 : 道路交通法により、交通事故を起こした時はたとえ軽微なものであっても、警察への報告が義務付けられている。道交法第72条（交通事故の場合の措置）第1項。
問29	2	<p>改善基準第4条第1項②・③・④・⑤。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1日目の拘束時間は15時間45分、2日目の拘束時間は13時間30分、3日目の拘束時間は15時間45分、4日目の拘束時間は12時間5分となり、最大拘束時間の16時間を超えているものはない。 1日目の休息期間は8時間15分、2日目の休息期間は11時間30分、3日目の休息期間は8時間15分となり、継続8時間未満のものはない。 1日についての拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない。 2. 「4日間すべての日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間」は次のとおりとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・1日目を特定日としたときは、2日を平均した1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。 ・2日目を特定日としたとき、いずれも9時間を超えているため、改善基準に違反となり、交替運転者を配置する必要がある。 ・3日目を特定日としたときは、2日を平均した1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。 ・4日目を特定日としたときは、2日を平均した1日当たりの運転時間について改善基準に違反していない。 3. 1日目～4日目の連続運転時間は、改善基準に適合している。

問題	解答	ポイント解説
問30	<p>A : 1</p> <p>B : 1</p> <p>C : 1</p>	<p>「事故概要」と「事故の原因分析」から再発防止策としてより直接的に有効であるかどうかを判断する。</p> <p>A : 1. 新人でこの地域の地理に慣れておらず、地図を確認しながら運転をしていたため、歩行者の発見が遅れ、事故となった。新人の教育の不備が事故の一因であるため、運行経路、交通状況等を事前に把握させるとともに、それらの状況下における運転方法について、新人教育を含め適切に指導することは、同種事故の再発を防止するための対策としてより直接的に有効である。</p> <p>B : 1. 運転者は、到着時間に遅れていることを気にしていた。運転者は、遅延時の対応手順が定められていなかったことが事故の一因でもあるため、運行中の遅延、トラブル等の発生を考慮した対応マニュアルを作成し、これを確実に実施できる体制を整備するとともに、運転者等に周知・徹底することは、同種事故の再発を防止するための対策としてより直接的に有効である。</p> <p>C : 1. 適性診断の診断結果を活用していなかったことが事故の一因でもあるため、事故惹起運転者に対し、適性診断結果を活用して、本人の運転上の弱点について助言・指導を徹底することにより、安全運転のための基本動作を励行させることは、同種事故の再発を防止するための対策としてより直接的に有効である。</p>